

会 議 開 催 案 内

釜石市国民健康保険運営協議会の会議を、次のとおり開催します。
なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとします。

令和4年11月22日

（審議会等名称 釜石市国民健康保険運営協議会）

1 開催日時

令和4年11月24日（木） 午後3時

2 開催場所

釜石市役所第4庁舎第7会議室

3 審議事項

（1）令和4年度釜石市国民健康保険事業特別会計12月補正予算（案）について

4 報告事項

（1）令和4年度厚生労働省「歯科健康診査推進事業」の実証事業について

（2）新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る釜石市国民健康保険
傷病手当金規則の改正について

5 その他

6 傍聴定員 5人

7 傍聴手続

1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しくください。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。

2) 受付開始時刻は当日午後2時30分からです。

3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

7 問い合わせ

釜石市市民生活部市民課国保年金係

0193-27-8479 内225

傍聴要領

(審議会等名称 釜石市国民健康保険運営協議会)

1 傍聴する場合の手続

- 1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- 2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- 1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- 2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- 1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- 2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- 3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- 4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- 5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。